

工事番号																
				課長		係長		担当者		設計者		検算者		係員		
令和 7 年度 穂高地区配水管内カメラ調査業務委託															金抜 設計書	
安曇野市 穂高地区																
設 計 大 要									施 工 方 法				請 負			
配水管内カメラ調査 9箇所									施 工 期 間				日間			
									起 工 予 定 年 月 日				令和 年 月 日			
									竣 工 予 定 年 月 日				令和 7 年 8 月 2 9 日			
									契 約 保 証 方 法							
									この設計書で施工機械・仮設材の規格・数量、調査条件等の記載及び「人、h、ℓ、%、日、時」の単位により見積もりのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。 ただし指定した場合は除きます。							

起 工 理 由

穂高地区において、濁水防止のため実施する洗管業務の前段として配水管路の状況を調査するもの。

金 円 内消費税 円

		当 初	第 1 回変更	第2回変更
設 計 段 階	積算工事価格			
	消費税相当額			
	積 算 額			
契 約 段 階	工事価格			
	消費税相当額			
	契 約 額			
	増 減			

明細書

穂高地区

費 目	種 別	形 状	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
管路調査費							
安曇野市 穂高地区	直接業務費						
		4 0 mカメラ調査費	箇所	9			第1号代価表
		報告書作成費	式	1			第2号代価表
		積み上安全費	式	1			第3号代価表
	直接調査計						
間接調査費	共通仮設費		式	1			
	純調査費		式	1			
	現場管理費		式	1			
調査原価計							
	一般管理費						
委託価格計							
改め計							
消費税相当額			%	10			
業務委託費合計							
業務委託費総合計							

内消費税相当額

第 1 号代価表 40mカメラ調査費						カメラ調査 1 箇所当り
種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
安曇野市 穂高地	調査主任技師	1.0	人			
労務費	配管工	1.0	人			
労務費	特殊作業員	1.0	人			
労務費	普通作業員	2.0	人			
機械機器損料	不断水管内カメラ装置一式	6.0	時間			
機械機器損料	発電機 1.0KVA	1.0	日			
機械機器損料	調査用車両	1.0	日			
諸雑費		1.0	式			労務費の10%
合 計						

第 2 号代価表 報告書作成費

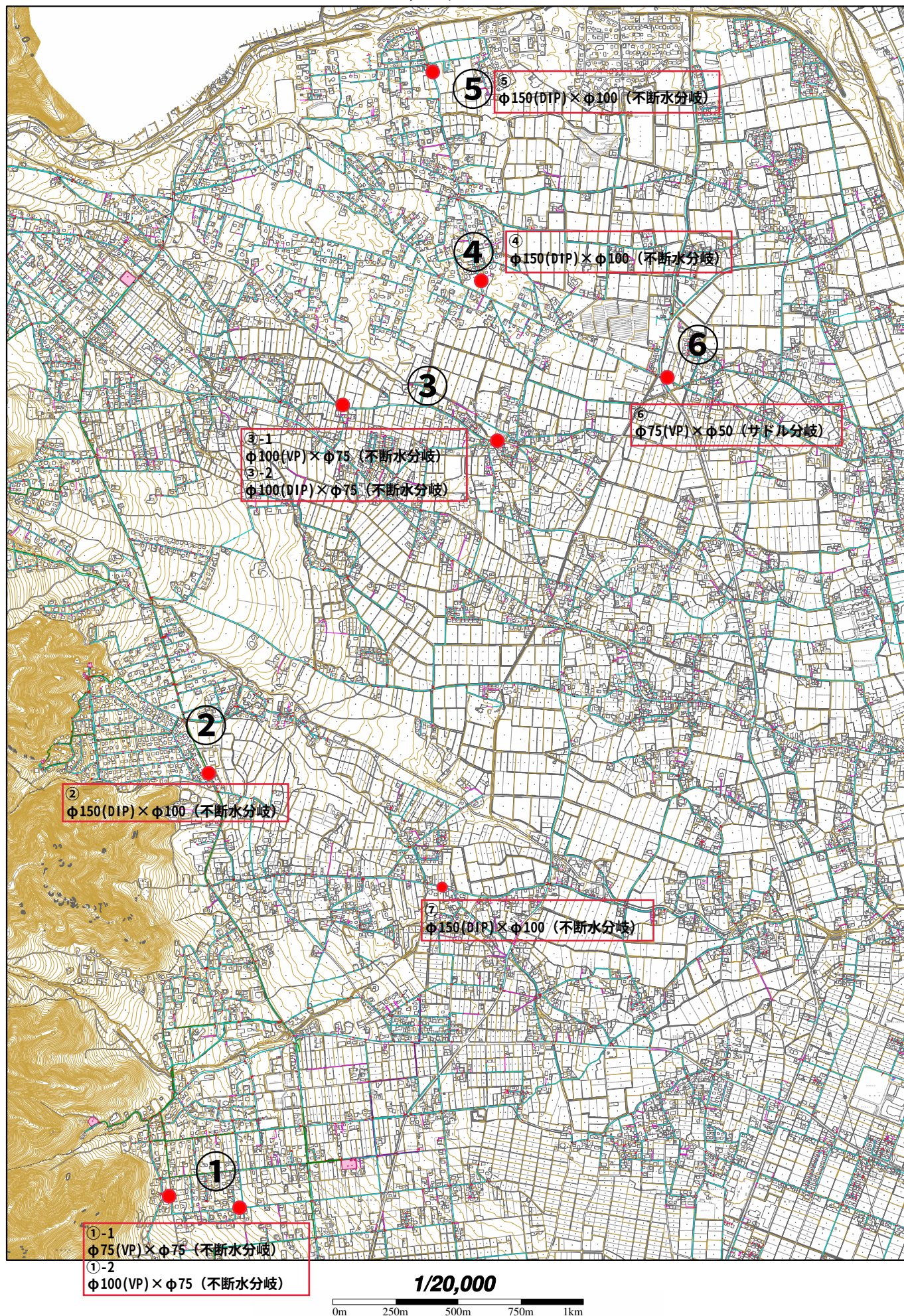
1 式当り

種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
安曇野市 穂高地	技師 A	1.0	人			
労務費	技師 B	5.5	人			
合 計						

内訳書

第3号代価表 積み上げ安全費						1式当り
種別・名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
安曇野市 穂高地	交通誘導員 (B)	18.0	人			昼間8時間2人×9日
合 計					199,800	

位置図



この画面は参考図面です。
必ず現地を確認してください。

令和7年度
穂高地区配水管内カメラ調査業務委託
仕様書

安曇野市 上下水道部 上水道課

業務委託仕様書

1 目的

本委託業務は、掘削や管切断を行うことなく排泥施設を利用して、配水管内に不断水内視鏡カメラを挿入し管内の状況を確認する。調査については、1箇所あたり上下流40m程度を行うものとする。

しかし、物理的にカメラが進行できない場合には、発注者と協議するものとする。

2 業務委託場所

安曇野市 穂高地区

3 履行期限

契約日から令和7年8月29日まで

4 業務委託内容

- (1) 作業を行なうにあたっては、周囲環境を事前に現場調査を十分に行い、事故等の発生を予防するように努めること。
- (2) カメラ調査作業は配水の機能を停止することなく、通常の水道水供給を行ないながら、安全かつ衛生的な方法にて実施すること。
- (3) 業務履行に必要な機材の取り扱いには十分注意し、衛生的環境で保管を行い油脂等の汚濁物質等と接触することがないようにするものとする。
- (4) 業務完了時には、作業内容の説明や考察及び作業工程毎の写真を記載した報告書と、内視鏡カメラによる調査を記録したDVDを提出すること。
- (5) 報告書には次の工程写真を含むものとする。ただし、現場の状況等によってはこの限りではない。
 - ・着手前現場状況
 - ・内視鏡カメラ消毒、設置状況
 - ・内視鏡カメラ調査状況
 - ・内視鏡カメラ撤去状況
 - ・排泥設備復旧状況
 - ・片付け終了状況
 - ・その他、監督員が指示した事項
- (6) 平日、昼間作業を基本とするが、やむを得ない事情が発生した際には夜間作業とすること。
- (7) 作業中は定期的に配水管内の水質を監視し、濁り等の異常が無いことを確認し、異常を確認したときは直ちに作業を中止し、監督員に報告して指示に従うこと。
- (8) 水道水に直接接触する機器、ケーブル、ホース等は、投入毎に遊離残留塩素濃度10mg/ℓ以上の消毒水で洗浄し、水道水に悪影響を及ぼすことのないよう注意すること。

5 一般事項

(1) 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり法律、関係法令及び関係官公署の許可条件を遵守し、業務の円滑な推進に努めなければならない。

(2) 書類の作成及び承認

ア 受託者は業務実施に先立ち、工程表・実施計画書等の書類を作成し、速やかに委託者に提出し承認を得なければならない。

イ 受託者は業務が完了したときも、速やかに完了届に竣工書類等を添えて提出しなければならない。

(3) 官公署への諸手続

受託者は、業務実施にあたり官公署等への手続を必要とするときは、監督員と協議の上、速やかに行なうものとする。

(4) 不具合箇所

不具合箇所を発見したときは、直ちに監督員に連絡し指示を受けること。

(5) 機能維持の保証

受託者は、受託者の責に帰すべき原因により障害を発生させた場合には、速やかに補修する義務を負うものとする。

(6) 疑義の取扱い

設計図書及び仕様書に疑義が生じたとき、または明示されていない事項があるときは、指定の協議書により委託者と受託者間で協議を行い定めるものとする。

6 安全管理及び点検体制

(1) 受託者は、当該業務の着手前までに主任技術者を指定し、書面で監督員に通知すること。

(2) 主任技術者は、安全管理、業務内容等について、監督員と密接に連絡を取らなければならない。

(3) 受託者は業務に精通した者に従事させること。

(4) 受託者は業務実施にあたり、危険防止の観点から当該業務以外の施設には立ち入らないよう徹底を図らなければならない。

(5) 作業者のうち1名以上が一般社団法人全国水道管内カメラ調査協会の実施するNH-40型（ルミナスカメラ）の技能講習会を受講し受講修了証を取得していること。